

所沢市松が丘1丁目の緩衝緑地帯の一部が道路用地となった経緯

(公図A)

平成28年度に工事を行う、3-1工区の範囲。

松が丘1丁目88-1の土地の付近で、歩道幅員が変わります。

(公図B)

紫のラインが、松が丘地域の住宅地開発を行う際に、西武鉄道が分筆した、飯能所沢線(幅員25m)のラインです。

市道5-132号線を境に、東側と西側で計画線の相違が生じています。

西武鉄道は、現在の地番で90-1、90-2の土地を、緩衝緑地帯として、所沢市に提供しました。開発が行われた当時(昭和55年)時点では、151-54という1つの土地でした。

住宅地開発当時、25,000分の1というスケールの地図では、引かれた計画線を正確に反映できないため、振れ幅も考慮して安全のため「緩衝緑地帯」を設けました。(直接宅地が接していると、後から動かしようがないため。)

(公図C)

茶色のラインが、平成17年度に飯能所沢線の詳細設計を行う際に、県が測量をして正確に出した、飯能所沢線の位置です。

県の測量成果に基づき、平成17年度に土地の買収が行われました。その際、県としては、89-3、90-2の筆があれば十分だったのですが、「89-1の筆が細く残っても困る」との西武鉄道の申し出により、89-1も合わせて買収しました。この「89-1」が、歩道が広がった部分です。道路計画は25mの幅員で良いのですが、残地を土のまま残しても雑草刈払い等の維持管理の必要性があることから、歩道として整備することになっています。

緩衝緑地帯の側は、道路幅員25mとすると、道路用地が足りないため、平成17年当時の県(川越県土整備事務所 道路施設公園担当)と市(公園課)の間で、必要分(90-2の筆)の分筆・所有権移転を行いました。この時に、地元不在のまま話を進めたため、今回工事にあたり、「地元は聞いていない」ということになってしまいました。

以上です。

ご質問等ございましたら、川越県土整備事務所 道路施設公園担当 遠藤、松田までお願いいたします。

電話 049-243-2024